

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
1	水と緑の環境課（環）	(1) 公害防止対策	大気調査、騒音・振動調査、水質調査、臭気調査、震災対策用井戸水調査等を継続し、環境調査の充実を図ります。	大気汚染については、市内の測定室、環境調査における測定結果によると、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成し、汚染状況は改善されつつあります。しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、環境基準を超えています。微小粒子物質（PM2.5）については、この10年で都内の年間平均濃度は減少していますが、環境基準は達成できていません。		大気汚染の要因には、自動車などの移動発生源、工場・事業場などの固定発生源など様々な発生源があり、国や都と連携し、総合的・広域的に対策を進める必要があります。	大気、騒音・振動、水質、臭気、井戸水等測定調査の実施	調査結果は、環境調査の概要で公表するとともに、関係機関に提供し、環境改善対策を要請する。	
2	水と緑の環境課（環）	(1) 公害防止対策	事業所や一般家庭等の不適正な焼却行為などを監視し、その原因者に対する指導を図ります。	不適正な焼却行為をなくすために、指導を行っている。		不適正な焼却行為をなくすとともに、例外的に認められる焼却についても、周辺地域に配慮することが必要です。	市民や事業者が円滑に日常生活や事業活動を営んでいくために、お互いが近隣住民の立場を尊重し、良好な近隣関係を形成するため、当事者間での円滑な解決をめざし、適切な対応に努めます。	廃棄物は規制等に従い適正に処理し、野焼き等による焼却を行わない。	
3	水と緑の環境課（環）	(1) 公害防止対策	事業所・現場等からの騒音・振動・悪臭については、法令に基づき指導・規制に努めます。	市は、事業者による自主的な環境負荷削減を促進するとともに、法令や条例などに基づいた規制・指導を行っています。		各事業者が地域における環境に配慮した行動をとることが求められる。	市は、事業者による自主的な環境負荷削減を促進するとともに、法令や条例などに基づいた規制・指導を行い、事業者から発生する環境負荷を一層提言していく。	騒音規制法等の規定に基づき、事業所や建設作業から発生する騒音や振動については、実態を正確に調査した上で、文書等による指導を行います。	
4	水と緑の環境課（環）	(1) 公害防止対策	市報などで、市民・事業者にノーカーデーや効率的な利用等の普及啓発に努めます。	自動車の利用を控え、自転車や公共交通機関を利用するよう普及啓発ができていない。		自動車から公共機関や徒歩や自転車への移動手段の転換を促進します。	(市民・事業者) 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。 (市) 歩行者空間の確保、自転車利用環境の整備	だれにでもやさしい道づくりを行い、徒歩で移動しやすいまちをつくります。 駅周辺の自転車駐車場を拡充整備し、収容台数を増やします。	
5	水と緑の環境課（環）	(1) 公害防止対策	アイドリング・ストップの啓発に努めます。	都条例、ホームページによる啓発をしている。		エコドライブの推進	エコドライブの促進	市民、事業者が環境に配慮するためにエコドライブの推奨。	
6	まちづくり課	(1) 公害防止対策	公用車の買い替え時には、低公害車を計画的に導入するよう努めます。	低排出ガス車を導入するよう努めている	低排出ガス車を導入している		公害防止対策の一つとして有効であるため、継続		
7	下水道課	(1) 公害防止対策	公用車の買い替え時には、低公害車を計画的に導入するよう努めます。	大気汚染防止や地球温暖化対策に有効な低公害車を導入して、環境負荷軽減に努める、					
8	水と緑の環境課（環）	(1) 公害防止対策	公用車の買い替え時には、低公害車を計画的に導入するよう努めます。	買い替えに合わせて、検討しています。		低公害車の利用促進。	低公害車の導入促進。	低公害車・低燃費車の普及拡大に向けた啓発を行う。 公用車の買い替え時には、低公害車を導入する。	
9	水と緑の環境課（緑）	(1) 公害防止対策	公用車の買い替え時には、低公害車を計画的に導入するよう努めます。	軽自動車とダンプ各1台をリースしている。	なし。	電気自動車と軽自動車のリース料金を比較すると、電気自動車のほうが2倍以上高くなるため、車両数や経費削減の動きのなかでは導入が難しい。	変更…公用車をリースするときには、電気自動車などの低公害車を計画的に導入するよう努めます。	なし。	なし。
10	総務課	(1) 公害防止対策	公用車の買い替え時には、低公害車を計画的に導入するよう努めます。	各所管課において、公用車の買い替えというよりは、リースへと移行しており、その際は、低公害車等導入に努めている。また、市長車、議長車等につきましては、ハイブリッド車を導入している。	引き続き、低公害車等導入に努めている。	全般的に言えることだが、財政的にどこまで優先させるかが課題。	継続：省エネの観点からも、引き続き、努めていきたい。	リースにおける低公害車等の導入促進。	
11	道路交通課	(1) 公害防止対策	公用車の買い替え時には、低公害車を計画的に導入するよう努めます。	買い替えに合わせて、検討しています。	公用車の買い替え時には低公害車を導入するよう努めます。		環境に配慮するため継続。	公用車の買い替え時には低公害車を導入するよう努めます。	既存の道路パトロール車の買い替え。
12	防災防犯課	(1) 公害防止対策	公用車の買い替え時には、低公害車を計画的に導入するよう努めます。	ポンプ車については、ハイブリッド車及び電気自動車が殆ど主流化されていないのが現状。	同左	同左	変更なし。	同左	同左
13	水と緑の環境課（環）	(1) 公害防止対策	自動車利用の抑制への取り組みの情報提供等に努めます。	温室効果ガス抑制のため、ホームページで啓発しています。		自動車から公共交通機関や自転車・徒歩への移動手段の転換を促進します。	自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。	徒歩で移動しやすいまちをつくります。 駅周辺の自転車駐車場を拡充整備し、収容台数を増やします。	

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
14	水と緑の環境課（環）	(2) 化学物質による汚染防止対策	化学物質の調査を継続し、その情報提供を行います。	必要に応じて市民、事業者に対して、情報提供を行っている。		光化学オキシダントの原因となるVOCの発生抑制に向け、市民への情報提供や事業者への啓発。	適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導。	有害化学物質の取り扱い方法等の情報を収集し、市民や事業者に提供します。	
15	水と緑の環境課（環）	(2) 化学物質による汚染防止対策	日常生活に係わる化学物質に関する既知の情報提供に努めます。	必要に応じて市民、事業者に対して、情報提供を行っている。		市民の健康に悪影響を与える恐れのある有害化学物質を減らすため、市内関連事業所を対象に調査を行い、取扱方法等の情報提供や指導すること。	適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導	対象事業者には毎年、定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促す。	
16	水と緑の環境課（環）	(2) 化学物質による汚染防止対策	市報等で、化学物質の取扱い・排出・廃棄について、適切な管理を呼びかけます。	市民の健康に悪影響を与える恐れのある有害化学物質を減らすため、市内関連事業所を対象に調査を行っている。		市民の健康に悪影響を与える恐れのある有害化学物質を減らすため、市内関連事業所を対象に調査を行い、取扱方法等の情報提供や指導すること。	適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導	対象事業者には毎年、定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促す。	
17	水と緑の環境課（環）	(2) 化学物質による汚染防止対策	P R T R制度について、特定化学物質を使用・保管・製造している工場・事業所等に対し普及・啓発を図ります。	事業者に対して、有害化学物質の取扱方法等の情報提供や指導を行っている。		光化学オキシダントの原因となるVOCの発生抑制に向け、市民への情報提供や事業者への啓発すること。	適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導	対象事業者には毎年、定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促す。	
18	水と緑の環境課（環）	(2) 化学物質による汚染防止対策	環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）など健康への影響が疑わしい物質を使用しないよう、普及・啓発に努めます。	環境ホルモンの影響をホームで周知している。		有害物質が排出される商品の購入・使用を減らすこと。	有害化学物質に関する情報の収集と提供	有害化学物質の取扱方法、使用や廃棄に伴い有害物質が排出される恐れのある商品等の情報を収集し、市民や事業者に提供します。	
19	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	市報等で、ごみ問題の啓発、ごみ減量・資源化等に関する情報提供を図ります。	市民への情報提供のツールとして積極的にホームページを活用できた。ごみカレンダーやQ&A、生ごみ減量に関するお願い等ホームページを充実させた結果、清瀬市ホームページアクセスランキングでも「ごみ」関連は上位にランクされるようになった。市報においては、「容器包装プラスチックの分別や制度」についての特集を組んだり、新しく回収を開始した「小型家電」について一面で紹介して、市民に周知及び情報提供を行った。また、平成24年度にはごみの正しい出し方や分別方法を載せた「ごみ分別マニュアル」を作成し、全戸配布した。	分別品目も増え、内容も更新する必要のある箇所があるので「ごみ分別マニュアル」の改訂を行っている。	ホームページにしても市報にしても、見る人は毎回限定されてしまうため、情報提供のための新たなツールの検討が必要。	継続 理由 時代の変化に応じ、ごみ減量施策も変化していくので、それを迅速かつ正確に伝える手段として市報やホームページを利用していくことは今後も求められるため。	新しい情報提供のツールとして「ごみ分別アプリ」（仮称）を運用する。	
20	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	環境への負荷の少ない商品等の情報提供や再生品などの使用促進を図ります。	平成18年に稼動したエコセメント化施設により、焼却灰をエコセメントにしているが、清瀬市においてもこの環境に配慮して作られたエコセメントを公共事業（道路工事等）に利用するようにしている。		環境負荷の少ない商品の情報提供が出来ていないので、取り組んでいく必要がある。	継続 理由 環境負荷の少ない商品や容器包装を情報提供することで、市民の意識向上を図り、引き続き環境に優しい社会の構築を目指していく必要があるため。	3R見える化ツールを活用して、どの行動がどれだけの環境負荷低減につながるかを具体的に数値で示す事で、環境問題への意識を高める。	
21	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	ごみの資源化に向け、資源ごみ回収業者、資源化業者等との連携を図ります。	市に出された貴重な資源を守るため、平成25年度より資源化業者と連携し、古紙持ち去り業者に対する「GPS追跡調査」を行っている。これにより持ち去り業者の引き渡し先の資源化業者を特定できた。	「GPS追跡調査」を現在も実施している。	資源化業者と連携し、バッグやぬいぐるみなど新たに資源物として回収できる品目がないかを検討する。	継続 理由 今後も集団回収業者及び資源化業者と連携し、事業の推進や資源物の拡充を図っていく事は、循環型社会の構築及びごみの資源化に向け大いに効果を期待できるため。	資源の持ち去りを撲滅するため、「GPS追跡調査」に変わる対策の検討を行う。	
22	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理を進めるため、都や近隣市と連携し、制度の運用等について、関係者に対して指導等の充実を図ります。	産業廃棄物の不適正保管（無許可営業）があったので、都と連携し当該場所からの立ち退き指導を行った。		家電リサイクル該当製品や処理困難物など、適正処理にお金がかかる製品についての不法投棄対策が不十分である。	削除 理由 具体的に取組むべき内容が不明確なため。		
23	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	生ごみ処理機器購入費として、2分の1（3万円を限度）を助成します。（平成5年4月より実施済）	平成19年度・・・40件 交付額 832,900円 平成20年度・・・43件 交付額 754,100円 平成21年度・・・32件 交付額 736,300円 平成22年度・・・20件 交付額 384,600円 平成23年度・・・14件 交付額 319,800円 平成24年度・・・22件 交付額 463,700円 平成25年度・・・19件 交付額 404,900円 平成26年度・・・23件 交付額 476,600円		生ごみ減量化処理機器購入費補助金が削減されているため、今後存続できるかどうか検討課題です。	継続 理由 一番多く申請があった時と比べ、近年は半分以下になってきているため、今後の動向を踏まえ普及活動を検討していきたい。	従来行ってきた市民が集う行事等に於いて、普及啓発を実施していきたい。	
24	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	生ごみ処理機器で生成されたものを堆肥化し、ごみの減量・資源化を図ります。	平成14年より、ごみの減量・資源化を推進するため、清瀬市内の小学校に生ごみ処理機を設置し生ごみの堆肥化を図っていたが、平成23年に稼動を停止した。			削除 理由 市で所有している生ごみ処理機もなく、今後購入の予定もないため。		

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
25	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	剪定枝をチップ化し、公園等で利用するなどして資源化を図ります。	市有地での剪定枝をチップ化して、遊歩道等に利用しています。			削除 行っていないため。		
26	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	道路、公園等に出る落ち葉は腐葉土にし、市民祭りなどのイベント時に市民に配布し資源化を図ります。	11月12月の落葉シーズンにボランティア袋を配布し、道路や公園等問わずに自宅から出る落ち葉についても無料で回収し腐葉土にしている。主に公共施設で利用したり、市民祭りで市民に配布したりしているが、平成24年度以降は放射線濃度が高いため、市民祭りで配布を中止している。		平成24年度以降市民祭りで配布を中止しているが、それでも公共施設における利用だけで足りていない状況なので、更なる資源化を促進するうえでも、今後腐葉土を作るスペースの拡大が必要である。	継続 理由 落葉の腐葉土化は直接可燃ごみの減量に繋がるので、今後も継続していくべきであるため。		
27	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	雑木林等に出る落ち葉は腐葉土にし、農家や菜園等に配布するなど、資源化を図ります。	放射能の影響により、見合わせている。			削除 理由 ボランティア袋で出された分しか腐葉土化は行っていないため。		
28	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	生ごみの有料化（平成13年6月から実施済）	平成13年に可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの3種類について指定収集袋制（有料化）を導入して以来、可燃ごみの収集量は減少した。有料化により、可燃ごみ組成の5割以上を占める生ごみや紙ごみの排出抑制意識が向上したとみられる。	生ごみ処理機の助成	生ごみを正確に把握する必要があるが、現状年数回の組成分析しかできていない。また、生ごみの減量のため、捨てる前の一絞りを推進していく必要がある。	変更 主な施策がわかりにくい。 「生ごみの減量」等に変えた方がよい。	生ごみ減量に向けて、一絞りを市報やHP等を通じて呼びかける。	
29	ごみ減量推進課	(3) 廃棄物適正処理対策	収集運搬車の買い替え時には、計画的に低公害車を購入するように努めます。	買い替えに合わせて、検討しています。		特になし	削除 理由 低公害車を購入検討することは計画に入れるまでもなく、当然のことであるため。		
30	水と緑の環境課（環）	(4) エネルギー対策	市報等で、省エネルギー型製品などの環境に配慮した製品の情報提供を図ります。	ホームページ等で情報提供を行っている。		エネルギー対策を進めるにあたり、節電や省エネルギーといった視点だけでなく、市民の暮らしの安全・安心を確保することも留意のうえ、環境にやさしい地域分散型エネルギー社会を構築すること。	環境負荷の低減を図るため、省エネルギーの普及・啓発。	多様な触媒・手法による省エネルギー知識の普及啓発を図る。	
31	水と緑の環境課（環）	(4) エネルギー対策	市報等で、自然エネルギーや新エネルギー利用を呼びかけます。	地球温暖化対策として、太陽光発電機器などの設置助成により、家庭を中心とした身近な省エネルギー行動の推進と再生可能エネルギーの利用拡大に努めてきた。		今後、エネルギー対策を進めるにあたり、節電や省エネルギーといった視点だけでなく、市民の暮らしの安全・安心を確保することも留意のうえ、環境にやさしい地域分散型エネルギー社会を構築すること。	省エネルギー対策の推進	多様な媒体・手法による省エネルギー知識の普及啓発を図る。	
32	水と緑の環境課（環）	(4) エネルギー対策	新エネルギー利用に関する国などの支援（補助等）等について情報を収集し、情報提供を行います。	ホームページ等で情報提供を行っている。		市民へのよりわかりやすい情報提供や啓発の推進すること。	情報の充実、省エネルギー対策の推進。	再生可能エネルギー及び省エネルギー対策の普及促進を図る。	
33	総務課	(4) エネルギー対策	公共施設においては、冷・暖房に関して、省エネルギーを配慮した設定を図るとともに、市民・事業者等に対する奨励に努めます。	東日本大震災に起因する東京電力の発電施設被害等により、夏季の深刻な電力不足が懸念されたことから、計画停電や不慮の大規模停電を回避するため、平成23年7月に「清瀬市における電力削減目標レベルの考え方（平成23年夏 節電計画）」を策定し、本庁においては、電力使用量を平成22年の電力最大瞬間使用値から15%削減することを目標に、市自らが積極的に節電に取り組んだ結果、4カ年連続でその目標を達成した。また、その他公共施設においては、それぞれ施設の特性に沿って節電を励行した。	引き続き「賢くきめ細やかな節電」に努める。	設備の老朽化	継続：これまで定着してきた取組みを一過性のものとせず、その成果を恒常的な省エネルギー対策、ひいては有効性のある地球温暖化対策につなげるため、持続可能な節電に取組んでいく必要がある。	・クールビズ ・設定温度28℃ ・職務に支障がない範囲内での消灯 ・緑のカーテン	
34	水と緑の環境課（環）	(4) エネルギー対策	行政、市民ともに車の買い替え時には低公害車の導入を図ります。また、低公害車の普及にも努めます。市のコミュニティバスについても低公害車による運行に努めます。	ホームページ等で普及啓発を行っている。		自動車に起因する大気汚染を低減することが対策の中心となり、低公害車の普及、徒歩や自転車、公共交通機関の利用の促進による自動車交通量の削減などにより自動車からの排出ガス低減を進めること。	低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進。	市民、事業者が公共機関を利用するなど、環境に配慮し、自動車の利用を控えるよう啓発を行う。低公害車・低燃費車の普及拡大に向けた啓発を行うとともに、エコドライブを推奨する。	

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
35	道路交通課	(4) エネルギー対策	行政、市民ともに車の買い替え時には低公害車の導入を図ります。また、低公害車の普及にも努めます。市のコミュニティバスについても低公害車による運行に努めます。	平成29年度を目標にコミバスの車両の買い替えを検討していますが、その際には、低公害車を導入することも検討しています。	特になし。	車両購入にあたりかかる費用の低減・圧縮が課題です。	コミバスの車両の買い替えにあたっては、高齢者や障害のある方へ配慮され、且つ、環境にも留意された車両を導入する事が基本的な目標・方針です。	他の区市町村に、車両買い替え時の経験談等を電話等で聴取し、参考にしています。	現在のところございません。
36	総務課	(4) エネルギー対策	公共施設においては、省エネルギー型商品を使うなど、環境に配慮した、グリーン購入の推進に努めます。	OA機器等において、エネルギー消費の少ない機器の採用に努めた。	使用電力を職員向けに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進。	コストの問題	継続：コストの問題はあるが、省エネルギー推進のため、引き続き、努めていきたい。		
37	総務課	(4) エネルギー対策	グリーンフェンスの設置および雨水による省エネルギー対策の推進に努めます。	平成19年度より、生け垣等新たに造成する市内の住宅又は事業所を対象として造成費の一部を補助する助成制度を開始。 平成23年度より、本庁、健康センターにてグリーンカーテンの設置。 また、本庁において、平成26年度には、花壇の水やり等の利用に、雨水貯留タンクを3か所設置し、省エネに努めた。		グリーンフェンス設置のための施設環境及び維持管理。	変更：課題にもあるように、グリーンカーテンの設置及び屋上緑化に変更したい。	特にはないが引き続き努めていきたい。	
38	下水道課	(5) 上下水道対策	公共下水道未接続世帯への接続に努めます。	家庭から出る生活排水が公共下水道へ接続されていない世帯を対象に、文書配布による接続促進活動を行っている。		公共下水道へ接続しないと、柳瀬川や空堀川へ生活排水が流れることになり、悪臭や害虫発生の原因となるばかりでなく、水質汚染につながる。	公共下水道へ接続されていないと、これらの生活排水はそのまま側溝等に流れることになり、水質汚濁のおおきな原因になっています。後世に美しい自然環境を残すためにも公共下水道への早期接続促進活動を行う。	広報活動や文書配布による接続促進活動を続ける。	
39	下水道課	(5) 上下水道対策	道路冠水を防ぐため、雨水管の整備に努めます。	林や農地が宅地などに変わり、アスファルトで覆われてしまったことで、降った雨がそのまま地面にしみ込みにくくなっています。台風やゲリラ豪雨などにより大量の雨が降った際、雨水が道路上に溢れ出し、道路冠水や浸水の被害を招きます。それを防ぐため、公共下水道として雨水幹線整備事業を進めている。	平成25年度から柳瀬川右岸雨水幹線整備事業を行っている。1時間当たり50mmの降雨に対応できるように、柳瀬川に新たな放出口（吐口）を設けるとともに、直径2mを超える雨水管を推進工法により敷設することで、雨水管の大元となる雨水幹線の整備し、その後、幹線に接続する枝線の整備をする。	雨水幹線整備には、莫大な時間や経費が掛かります。市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、着実に事業を進めていく必要がある。	清瀬市全域で雨水幹線整備を行う計画を策定し、排水区単位に雨水管の整備を行っていく。	近年、台風やゲリラ豪雨時の雨量も増加し、排水能力の問題が出てくることも考えられます。この場合は、この路面排水の有効利用を図りながら、必要に応じて管自体を取り換えるなどの方策を考え、対応していく。	
40	下水道課	(5) 上下水道対策	雨水の流出量を抑制するために、公共施設等に雨水貯留・浸透施設の設置、さらには、一般住宅等に浸透マス設置の普及に努めます。	河川への雨水流出を抑制して、地下水のかん養を促進して自然環境の保全並びに回復に資する取り組みし、集中豪雨、台風等による浸水被害の防止及び軽減を図っている。	住宅の屋根に降った雨水を敷地内の地下に浸透させる施設（雨水浸透ます）を設置する方に対して、その費用の一部を助成する制度を設けている。また、清瀬市住環境の整備に関する条例第55条により、公共施設及び公益施設については、規則で定める基準に適合するような雨水浸透施設を整備することが、義務づけられる。	一般住宅への雨水浸透ますの設置助成については、これまでも、市報やホームページ、市内の指定工事店からのPRを実施しているが、さらなる、市民への周知が必要である	雨水浸透施設には、地下水を保全し環境を保護するだけでなく、河川への雨水流出を抑制して、浸水被害の軽減に貢献します。これからも、浸透施設設置の促進・普及を図っていく。	労務単価や材料費の変動などによる助成金算定方法の見直しを行う。	
41	水と緑の環境課（環）	(6) 自然環境の保全・活用	市内河川の水質調査を継続し良好な水質を保つように努めます。	河川の水質調査を継続し、良好な水質を保っている。		良好な水質を保つこと。	定期河川水質調査の実施。	調査は、空堀川（梅坂橋、前原橋）柳瀬川（日向橋、城前橋、清流橋）の5地点で、毎月実施する。	
42	水と緑の環境課（環）	(6) 自然環境の保全・活用	市民団体等が実施する河川清掃などのボランティア活動を積極的に支援します。	市内一斉清掃で、河川清掃を行っている。		参加者の増加	河川清掃等のボランティア活動の支援と推進	河川清掃活動に継続して取り組む、ボランティア活動の輪を広げるため、活動内容の紹介を記事にした市報の掲載。	
43	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	河川の水辺空間の有効利用を図り、河川に沿って連続した緑陰を作り、水辺レクリエーション拠点の形成に努めます。	自然保護団体の活動で、柳瀬川河川敷や金山調節池周辺に自生するサイカチ、ミズキ、梅檀などの樹木を外来種から保護しており、ここ数年は散策や川遊びを楽しむ方たちが休む姿を見られるようになっている。	なし。	作業者の減少と高齢化。	継続	これまでの活動の継続。	なし。
44	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	河川や公園などの身近なところの親水空間の創出を図り、市民が水とふれあえる場の確保に努めます。	・柳瀬川の水質向上により、河川敷でのレジャーや川遊びなどを行う空間が増えた。 ・神山公園の親水広場を開放し、日中、子どもたちの水遊びの場を提供している。	神山公園の親水広場開放	なし。	継続	これまでの活動の継続	なし。

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
45	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	清瀬金山緑地公園や金山調整池は柳瀬川回廊の中心的な場所となっていますが、さらに多くの市民が親しめる空間の形成に努めます。	・柳瀬川の水質向上や周辺環境整備により、多くの川魚や100種を超える野鳥を見ることができ。また、河川敷でのレジャーや川遊びを行う人が増加した。	金山緑地公園に有料駐車場設置	来客者が増えるにつれ、ゴミの放置やB B Qの直火利用などのマナー違反が多発しており、近隣の迷惑や環境悪化の原因になっている。	継続	金山緑地公園に有料駐車場設置	金山緑地公園駐車場 指定管理者委託事業
46	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	緑地と歩道を整備し、「緑の散歩道」の充実に努めます。	・柳瀬川回廊のサイン設置 ・空堀川・柳瀬川沿いの遊歩道の維持管理 ・自然保護団体と協働し、特別緑地保全地区、市有林内の散策路の維持管理 ・柳瀬川回廊散策MAPの発行・販売	・空堀川・柳瀬川沿いの遊歩道の維持管理 ・特別緑地保全地区、市有林内の散策路の維持管理 ・柳瀬川回廊散策MAPの販売	なし。	継続	これまでの活動の継続。	なし。
47	水と緑の環境課（環）	(6) 自然環境の保全・活用	河川やその周辺の環境保全については、都や近隣自治体と連携していきます。	都や近隣自治体と連携し、河川やその周辺の環境保全に取り組んでいる。		河川などの水辺において、身近で親しむことができる水辺環境の再生に向けた取組。	水辺環境の整備	人と水とのふれあいの場や親水護岸の整備など、潤いや安らぎのある水辺空間の創出の取り組み。	
48	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	河川やその周辺の環境保全については、都や近隣自治体と連携していきます。	野火止水保全対策協議会、柳瀬川・空堀川流域連絡会などへの参加。	野火止水水の保全活動への参加。	なし。	継続	これまでの活動の継続	なし。
49	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	市報等で、東京都自然保護条例における建築物新築時などの緑化義務について、周知します。	・東京都自然保護条例及び清瀬市みどりの環境を作る条例の緑化義務は、それぞれ都、市との開発協議及びHPで周知している。	なし。	なし。	変更…HP等で、清瀬市みどりの環境を作る条例における建築物新築時などの緑化義務について、周知します。	HPに、清瀬市みどりの環境を作る条例の緑化義務について分かりやすいページを作成する。	なし。
50	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	市報等で、屋上緑化について呼びかけます。	ホームページで、普及啓発を行っている。	なし。	住宅地緑化については、生け垣助成など優先して取り組む事業が他にある。	削除…住宅地緑化については、優先して取り組む事業が他にあるため。	なし。	なし。
51	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	武蔵野を表現する雑木林、武蔵野の暮らしを象徴する屋敷林などの貴重な緑の保全に努めます。	緑地環境保全区域と保存樹木の追加。特別緑地保全地区の萌芽更新とその廃材の活用（まき材、椎茸のホダ木）	特別緑地保全地区の萌芽更新廃材の活用（まき材、椎茸のホダ木）	緑地環境保全区域の相続に伴う減少。	継続…みどりの保全については効果を得ており、萌芽更新に伴うまき材の配布も市民から好評である。	なし。	なし。
52	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	宅地開発等においては、既存の緑地をできる限り保存するよう働きかけます。	・緑地保全地域に隣接する生産緑地が解除される際、開発防止のため緩衝緑地として購入。	なし。	個人財産の利用に対しての取組みになるので、最終的には所有者判断に委ねられる点。	継続	今後もこれまでの活動を継続する。	なし。
53	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	樹林を保全すべき地域を明確にし、保存樹林や緑地保全地区などの指定により自然環境の維持・保全に努めます。	清瀬市みどりの環境を作る条例に基づく緑地環境保全区域、都市計画法に基づく特別緑地保全地区、都市計画緑地、東京都の自然保護条例に基づく緑地保全地域などの指定追加や拡大へのはたらきかけとともに、特に重要な箇所については市で購入し公有地化した。	・特別緑地保全地区の用地購入 ・都市計画緑地の拡大・購入	指定が入ると、土地利用に制限ができてしまうため、所有者の理解が得づらい。	継続	これまでの取組みを継続する。	なし。
54	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	緑地の公有地化を図るために、「ミニ公募債」を活用し緑の保全を図ります。	平成16年に「みどり債」を発行して緑地の公有地化を行っており、近年では国・都の補助金と清瀬市緑地保全基金を活用することが多くなっている。	今年度、社会資本整備総合交付金を活用し、旧緑地環境保全区域を公社から買い戻す。	・緑地の購入は、相続のタイミングで行うことが多いため、突発的で計画性が低い。 ・公有地化は保全を目的としたもので、収益が目的ではないため、償還に充てる財源を新たに作らなくてはならない点。	変更…緑地の公有地化を図るために、「清瀬市緑地保全基金」を活用しみどりの保全を図ります。	・緑地保全基金協働団体による、市民まつりやカタクリまつりなどのイベント開催時の募金活動。	なし。
55	産業振興課	(6) 自然環境の保全・活用	生産緑地の保全を基本とし、農地を守り、農業の推進に努めます。	・清瀬市内で収集された小枝などと牛糞を混合した和洋堆肥の購入費補助を行い地域循環型農業を実施。 ・農家が作物栽培で地温抑制・保水で利用してマルチシートを土壌中の微生物によって分解される、使用後は土に働き込むことによって処理ができる廃棄物でない生分解マルチシート購入費補助を行った。 ・減農薬を推進するため、都市農業経営パワーアップ事業や地域農業者支援事業を実施。パイプハウスの設置費などの補助を実施。 ・清瀬ひまわりフェスティバルを実施。農ある風景を守る取り組みを行った。	環境配慮に有効な同事業を継続してゆく。 また、農地の多面的機能を向上させるため、平成27年度からは、東京都の都市農地支援プロジェクト事業を活用し、防災兼用農業用井戸を設置し、28年度以降は、農薬飛散防止ネット及びシャッターなどを導入してゆく。	すべての事業を実施して効果をあげたとしても、農業者の死亡により発生する相続税の支払や被相続者ので農地を手放さなければならないため、税制緩和などは引き続き農業委員会を通じ要望して行くが、市で農地の買取を行わないため農地の減少に歯止めをかけられない状況となっている。	施策の方向性は継続。現行の計画を充実してゆく。	都市農地の多面的機能の充実	都市農地保全プロジェクト事業の実施

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
56	産業振興課	(6) 自然環境の保全・活用	農業を活性化するため、農産物の販売促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度個人直売所の開設費の補助を実施。また農産物直売所マップを作成。清瀬駅南口農産物直売会発足し販売促進を行った。</li> <li>共同直売所への出荷を行っている清瀬直売会に対し都市農業経営パワーアップ事業によりパイプハウスの整備費用の助成を行い直売所への出荷量及び品質向上、長期間の販売が可能となった。</li> <li>きよせひまわり市の実施。農商工連携事業として、清瀬産農産物及び清瀬産野菜加工品の販売を行った。</li> </ul>	引き続き販売促進となる事業を実施	販売促進となる農産物の情報は、市報などに提供してゆくが、市の立場上、個人を宣伝する事に注意が必要。新規事業を提案しても予算がつかない状況もある	施策の方向性は継続。現行の計画を充実してゆく。	今後の取り組みとして、市役所庁舎建替に伴い、新庁舎内に直売所、清瀬産野菜を使用した食堂を開設出来ないか検討する。	未定
57	産業振興課	(6) 自然環境の保全・活用	市民が農業とふれあうことのできるよう、農地を市民農園などとして活用できるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生職場体験授業への協力。農業体験を実施。</li> <li>市民農園の貸出事業と農業委員による農園講習会も継続実施。</li> <li>消費者を対象とした生産地見学会を実施。</li> <li>農業まつりで農産物品評会出品物の購入及び農業委員による園芸相談会、野菜の宝チャリティーを実施</li> <li>農業まつりで、健康推進課等と連携し、食育展示、給食試食等を実施。</li> <li>清瀬ひまわりフェスティバルの開催。来場者に10万本のひまわりを楽しんでいただいた。</li> <li>農商工連携事業ひまわり市を実施し、農産物及び農産物加工品等の販売を行った。</li> </ul>	引き続き事業を継続	市民農園については、特定農地貸付法などの制約があり、安易に借りる事ができない。また、農園貸出希望農地所有者の募集を行い、3名の応募があったが、既存の農園と隣接していたため採用できなかった。また、搾乳体験などについては家畜伝染病に関する通達で実施が制約されていて再開できない状況である。	施策の方向性は継続。現行の計画を充実してゆく。	引き続き農園候補地の募集を行う。	市民農園の新規開設
58	水と緑の環境課（環）	(6) 自然環境の保全・活用	市報等で、ペットの遺棄防止や動物愛護に関する情報提供等に努めます。	ホームページで情報提供を行っている。		動物の適正飼養に関する啓発。	動物の適正飼養に関する啓発	犬のしつけ方教室の実施など動物の適正飼養に関する普及啓発を行う。	
59	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	清瀬金山緑地公園内及びせせらぎ公園内にピオトープを整備し、ホタルの飼育を行っていますが、今後もさらなる充実を努めます。	毎年、金山緑地公園とせせらぎ公園で「ホタル観賞のタベ」を開催し、平成27年度は2日間で約3500人を超える人が市内・市外から訪れた。また、生育環境の整備により、自生するホタルも見られ始めた。	「ホタル観賞のタベ」	協力者が限られているため、新たな協力者や理解者を増やしていくこと。	継続…知名度が上がり、市内外で楽しみにしている人が多い。植生管理の達成度合いの一つの指標としても有効。	なし。	なし。
60	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	開発の際などには、生き物や生態地への影響を最小限にとどめるよう配慮します。	・竹丘の緑地環境保全区域解除の際に、隣接する市有林への影響を抑えるため、緩衝緑地を設けるよう、市長名で申し入れを行っている。	左記の通り。	個人財産の利用に対する取組みになるので、最終的には所有者判断に委ねられる点。	継続	今後もこれまでの活動を継続する。	なし。
61	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	失われつつある自然を回復するため、また、生き物が住みやすくなるよう、自然環境の維持とピオトープの創出に努めます。	せせらぎ公園と金山緑地公園で、ホタル飼育に伴うピオトープ創出。金山調節池の外來種除去。	「ホタル観賞のタベ」	協力者が限られているため、新たな協力者や理解者を増やすことが必要。	継続	「ホタル観賞のタベ」	なし。
62	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	生き物が住みやすい環境を創るため、河川敷の植生の保全・植栽など、よりよい環境づくりに努めます。	自然保護団体との協働により、柳瀬川の特定期外來植物駆除や樹木整備などで湿地性植物の保全を行ってきた結果、多くの川魚や100種を超える野鳥を見ることが出来る。	柳瀬川の特定期外來植物駆除、樹木整備	作業の担い手不足と高齢化。	継続 理由…外來植物の種類・量は年々増加しており、希少植物の盗掘も相次いでいる。したがって、今後も継続して植生保全・植栽をしていく必要がある。	なし	なし
63	水と緑の環境課（緑）	(6) 自然環境の保全・活用	今ある水や緑などを守り、生き物の生息地の保全に努めます。	・自然保護団体の外來種駆除や落葉かきなどによる希少植物の保護	きよせカタクリまつり	作業者の減少と高齢化。	継続。	これまでの取組みの継続。	なし。
64	まちづくり課	(7) 土地の効果的利用	多様な消費者ニーズに対応した集客力の高い商業空間の形成や美的景観に配慮した建物の誘導に努めます。	東3・4・7号線、東3・4・13号線の整備により、適正な土地利用を誘導するため、地区計画を定め、商業地域の拡大と周辺地域と調和した中高層住宅地の形成を図った。また、建築物等の用途を定めたり、沿道の景観形成の観点から形態や色彩、高さの限度を定め、地域の美観が確保されるようにした。	清瀬駅北口東地区地区計画（平成8年決定） 府中清瀬線沿線地区計画（平成18年決定）		清瀬駅周辺の商業空間は、土地の高度利用や景観に配慮した建物等地区計画により定められているため、削除		
65	まちづくり課	(7) 土地の効果的利用	良好な住環境を形成している低層住宅地については、今後とも武蔵野らしい住環境を保全し、オープンスペースを備えた中高層住宅は、今後とも良好な環境を維持するように努めるとともに、建て替えの際には、周辺の土地利用と調和した居住環境の形成に努めます。	平成18年に制定した、住環境の整備に関する条例に基づき、自然と調和した快適な住環境を整えるため指導している。また、社会情勢、住宅・住環境の変化を踏まえ、実情に即した条例となるよう、見直しを行った。	住環境の整備に関する条例に基づき、開発事業の指導	今後とも、市民および事業者と協働で進めていく必要がある	整然とした街並みや豊かな自然を生かした住みよいまちづくりを実現するためには、条例に基づき指導していく必要があるため、継続		

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
66	まちづくり課	(7) 土地の効果的利用	商業地域に隣接した土地は、高度利用を図ることにより、店舗や事務所等と調和した中高層の都市型住宅地の形成に努めます。	東3・4・7号線、東3・4・13号線の整備により、適正な土地利用を誘導するため、地区計画を定め、商業地域の拡大と周辺地域と調和した中高層住宅地の形成を図った。	清瀬駅北口東地区地区計画（平成8年決定） 府中清瀬線沿線地区計画（平成18年決定）		商業地域（清瀬駅周辺）に隣接している地域は地区計画等により高度利用が図られているため、削除		
67	まちづくり課	(7) 土地の効果的利用	清瀬駅周辺においては、清瀬市の顔としてふさわしい環境づくりを行うとともに、土地の高度利用より中高層の都市型住宅や集客力の高い商業機能を誘導するよう努めます。	東3・4・7号線、東3・4・13号線の整備により、適正な土地利用を誘導するため、地区計画を定め、商業地域の拡大と周辺地域と調和した中高層住宅地の形成を図った。	清瀬駅北口東地区地区計画（平成8年決定） 府中清瀬線沿線地区計画（平成18年決定）		清瀬駅周辺は地区計画等により高度利用が図られているため、削除		
68	まちづくり課	(7) 土地の効果的利用	秋津駅周辺においては、道路、広場等の基盤整備を図るとともに、市民生活に密着した商業・サービス施設が立地する高利便性で、かつ環境に配慮した商業地の形成に努めます。	秋津駅周辺の基盤整備の必要性は感じているが、東村山市が大きくかかわってくるため、大きくは変化していないが、8号踏切の幅幅に向けて地権者と交渉してきた。	8号踏切の幅幅に向けて地権者と交渉中である。	東村山市において、まちづくり協議会を立ち上げ、秋津駅周辺のまちづくりについて検討しているが、なかなか進まない状況である。	秋津駅周辺の整備は、東村山市の都市計画が大きくかかわっているため、共同で進めていく必要があるため、継続。	東村山市の動向を把握するとともに、道路幅幅について検討及び交渉していく	秋津駅周辺の整備
69	水と緑の環境課（緑）	(7) 土地の効果的利用	公園のみどりを守るため、植生管理に努めます。	・業者委託による除草 ・職員による越境枝、藤棚の剪定など除草以外の維持管理作業 ・周辺住民による落ち葉掃き ・花のあるまちづくり事業による花卉植栽 など	左記の通り。	・植生管理の内容が場所によって不明確。 ・公園周辺の住民の協力度合いにバラつきがあり、植生が放置されている公園がある。	継続…周辺住民からの落葉や越境枝の苦情が多く、これまでの取組以上の取組みが市民から期待されるため。	「みどりの管理方針」の策定と、公園ごとの「植生管理計画」の作成により、植生管理の内容を明確化する。	「みどりの管理方針」について、清瀬のみどりの環境保全審議会で検討。
70	水と緑の環境課（緑）	(7) 土地の効果的利用	市民の声を参考にし、地域の特性を活かした公園整備を推進するよう努めます。	・台田の杜のエントランス、散策路の整備 ・花のある公園用地の購入	花のある公園の整備	公園の数が多く、既存の設備や植栽の維持管理が中心になっている点。	継続	これまでの取組みの継続。	なし。
71	水と緑の環境課（緑）	(7) 土地の効果的利用	緑の軸をもとにして、公園、水辺、ポケットパークなどを歩道によって、市内を循環する「緑の散策道」を形成し、魅力的な資源を結ぶネットワークの整備に努めます。	・公園・児童遊園・ポケットパークを、前回計画から合わせて20箇所以上設置。 ・空堀川の遊歩道整備 ・けやき通りの樹木診断と剪定 ・椅子のあるまちづくり 前回計画から新規で5脚設置と、既存の椅子の修理・塗装直しを計画的に実施 ・紫陽花ロードパークの維持管理 ・生垣助成制度	・樹名板の設置 ・けやき通りの計画的な剪定 ・紫陽花ロードパークの下草刈り・剪定 ・生垣助成制度	・けやき通りの老木・高木化が進んでおり、沿線住民から早期の剪定を望む声が多いが、予算の都合上、複数年での対応となる。 ・紫陽花ロードパークの下草刈り・剪定作業の参加者が年々減少、高齢化している。	継続	紫陽花ロードパークの作業者は、市報・HPでの呼びかけを行う。	なし
72	水と緑の環境課（緑）	(7) 土地の効果的利用	市内において、公園の少ない地区など、偏りを解消するため、公園の適正配置を計画的に進めていくように努めます。	・借地による公園等の継続 ・開発の際、規定面積の公園の寄附を受ける	借地による公園等の供用（中央公園、中里広場など）	・公園が少ない地区があっても、新規で公園を作る場合、ボール遊び、騒音、落葉などの問題があるので、周囲の住民の理解が得られない。 ・新規で公園を作る場合、遊具や設備の費用がかかる。	継続	これまでの取組みの継続。	なし。
73	まちづくり課	(8) 美しいまちの創造	都市計画事業や公共施設の建設等の際には、地域の特性を活かした景観の形成に努めるとともに、緑と樹木の保全を図ります。	公共施設の建築に際して、緑の保全を図るため、緑化に取り組んだ。	・新庁舎建設	公共施設の建設は、全庁的な問題である。	市民の模範となるよう、景観に配慮した公共施設の整備は今後も必要となるため、継続。	・都市計画道路の整備に関して、道路空間や街路樹等、関係部署と協議していく必要がある。 ・公共施設建設に関して、緑化を図り緑と調和のとれたデザインにしていく必要がある。	・都市計画道路東3・4・17号線の整備 ・新庁舎建設
74	まちづくり課	(8) 美しいまちの創造	市内にある緑と樹木、水辺、文化的財産などを積極的に守り、景観的要素の保全に努めます。	景観意識の保全に向けて、まちの魅力や貴重な資産として次世代に残したい景観を見つけるために、タウンウォッチングを行った。	景観指針策定に向けて、検討委員会の設置に向けて準備を行っている。	市民や事業主と協働で保全に努めていく必要があるため、景観に対する意識の向上が必要となってくる	景観に対する意識を高めるために、市の方針を打ち出すため、継続	景観指針策定に向けて、検討委員会を設置	景観指針策定
75	まちづくり課	(9) 防災環境の整備	木造住宅が密集している地域は、建物の不燃化を推進し、細街路の幅幅などを図ります。	木造住宅が密集している松山地域において、延焼遮断帯としての機能を持つ、都市計画道路東3・4・13号線の一部（290m）が整備された。		市域全域が、準防火地域及び防火地域に指定されているが、建て替え時には建物の不燃化を促進していきたいところである。しかし、築確認事務が東京都であるため、そこまで指導ができないところがある。	建築主事を置いていないので、建物の不燃化の促進については、難しいところもあるが、都市計画道路の整備によって、延焼遮断帯としての機能が発揮できることから継続。	都市計画道路の整備 建物の不燃化促進に向けた啓発	
76	まちづくり課	(9) 防災環境の整備	緊急車輛の進入が困難な地域においては、生活道路の整備、建物の不燃化・耐震化により、防災性の向上を図ります。	木造住宅の耐震診断及び耐震改修等の助成、狭隘道路の整備	木造住宅耐震診断及び耐震改修助成事業 生活道路の幅幅整備	市民の防災意識を高めていかないと、耐震化が進まない。 道路幅幅整備は地権者の理解・協力がなければ、実施できない。	防災・防犯時の安全性を高めるためにも、生活道路の整備を計画的に実施していくことや、建物の耐震化を促進することは、災害に強いまちを形成するため必要不可欠であると考えられるため、継続	現在実施している木造住宅耐震化助成の継続 生活道路の計画的な幅幅整備	

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
77	下水道課	(9) 防災環境の整備	集中豪雨時の道路冠水を防ぐため、雨水管の整備に努めます。	林や農地が宅地などに変わり、アスファルトで覆われてしまったことで、降った雨がそのまま地面にしみ込みにくくなっています。台風やゲリラ豪雨などにより大量の雨が降った際、雨水が道路上に溢れ出し、道路冠水や浸水の被害を招きます。それを防ぐため、公共下水道として雨水幹線整備事業を進めている。	平成25年度から柳瀬川右岸雨水幹線整備事業を行っている。1時間当たり50mmの降雨に対応できるよう、柳瀬川に新たな放流口（吐口）を設けるとともに、直径2mを超える雨水管を推進工法により敷設することで、雨水管の大元となる雨水幹線の整備し、その後、幹線に接続する枝線の整備をする。	雨水幹線整備には、莫大な時間や経費が掛かります。市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、着実に事業を進めていく必要がある。	清瀬市全域で雨水幹線整備を行う計画を策定し、排水区単位に雨水管の整備を行っていく。	近年、台風やゲリラ豪雨時の雨量も増加し、排水能力の問題が出てくることも考えられます。この場合は、この路面排水管の有効利用を図りながら、必要に応じて管自体を取り換えるなどの方策を考え、対応していく。	
78	下水道課	(9) 防災環境の整備	雨水の流出量を抑制するために、公共施設等に雨水貯留・浸透施設の設置、一般住宅などにも浸透マス設置の普及のための補助金制度を検討します。	河川への雨水流出を抑制して、地下水のかん養を促進して自然環境の保全並びに回復に資する取り組みし、集中豪雨、台風等による浸水被害の防止及び軽減を図っている。	住宅の屋根に降った雨水を敷地内の地下に浸透させる施設（雨水浸透ます）を設置する方に対して、その費用の一部を助成する制度を設けている。また、清瀬市住環境の整備に関する条例第55条により、公共施設及び公益施設については、規則で定める基準に適合するような雨水浸透施設を整備することが、義務づけられる。	一般住宅への雨水浸透ますの設置助成については、これまで、市報やホームページ、市内の指定工事店からのPRを実施しているが、さらなる、市民への周知が必要である。	雨水浸透施設には、地下水を保全し環境を保護するだけでなく、河川への雨水流出を抑制して、浸水被害の軽減に貢献します。これからも、浸透施設設置の促進・普及を図っていく。	労務単価や材料費の変動などによる助成金算定方法の見直しを行う。	
79	防災防犯課	(9) 防災環境の整備	災害時における防災活動拠点間の情報連絡体制の確立や自主防災組織の育成を図ります。	・国・都と市の間における情報連絡体制の確保並びに市内避難所などの防災拠点との情報連絡体制を確保している。 ・平成25年度より、現在まで9団体の自主防災組織が結成された。	自主防災組織の登録は、引き続き実施している。	・自治会の結成率が低いことが、中々登録の増加に結び付いていない。	・自治会の登録数ばかりに頼ることなく、マンションの管理組合なども対象に登録への呼びかけを行っていく。また、出前講座による呼びかけに加え、避難所運営協議会での役割分担も理解していただく過程で登録の拡充に努めていく。・情報連絡体制においては、市民に対する呼びかけでは、防災行政無線、安全安心メール、H、P、ツイッターなど、各避難所や消防団等への連絡手段はMCA無線を配備し、定期訓練も実施している。さらに、国や都の情報連携を図るため防災無線をはじめD1SやMネット、Jアラート等多様な手段を用いて対応していく。	同左	学校避難所運営協議会
80	防災防犯課	(9) 防災環境の整備	避難場所として、小中学校・公園等の公共施設を指定していますが、さらに、公園等の整備を行い、避難場所の確保に努めます。	昨年の災害対策基本法の改正において、初めて従来の避難場所と避難所の規定が設けられた。このことから、市では指定緊急場所及び指定避難所の指定を検討している。	同左	上記に示した指定緊急避難場所については、3.11で津波の被害を受ける場所が避難場所として指定されていたため、被害を受ける住民が多かった教訓から、災害に際した緊急性の高い避難場所は、指定緊急避難場所として設けることと法律上は規定された。この定められた災害の中には、津波、土砂災害、洪水、地震等が含まれている。地震に焦点を当てればすべての避難場所が該当することになる。こうすることで、結局のところ名称変更となるに過ぎない指定であれば、効果は薄れるものと思われる。	現状、指定緊急避難場所を指定する方向性だが、これ以上の避難場所を増やすことは、それに見合った空地を探さねばならず、まずは、候補地を探るしかない。しかし、市内の人口区分も地域毎に偏りがある地域もあり、このような課題をクリアするためにも、ハード的な対策だけでなく、ソフト的な避難所運営協議会や自主防災組織との連携した、防災マップづくりや避難訓練の充実が必要となる。	広域的な空地（候補地）検討。	同左
81	防災防犯課	(9) 防災環境の整備	避難ルート沿道については、建物の不燃化・耐震化を推進するとともに、避難時の安全性を確保するため、看板・広告塔・ガラス等の落下防止策を推進します。	平成25年度に策定した地域防災計画に、関係施設の責務を規定している。					
82	防災防犯課	(9) 防災環境の整備	避難時の食料・飲料水の円滑な供給ルートを確保するように努めます。	・飲料水の供給については、消火栓を利用した応急給水セットの無償貸与や応急貯水タンクの新設など多重化を図り、従来の給水拠点での供給対策に加え、一万人の3日分（一人一日3リットル）9万リットルの備蓄を28年度に完成する予定。	同左	飲料水の供給も重要であるが、トイレなどの生活用水も重要となる庫の対応については、震災対策用井戸を市内農家などと17箇所と協定している。生活用水としては、利用できると思うが、飲料水として利用できるかが課題。	震災対策用井戸については、生活用水の活用が主流になると考えられる。このため、飲料水の確保を効果的に行う為、給水拠点から2キロ圏内を越えた範囲でも、貯留型応急貯水タンクを都水道局が設置するなど、水の供給体制は、各段に上がってきている。また、市の施策ではないが、都では平成34年度まで水道耐震率を54%まで上げるとしている。これらの施策を含め各避難所等における給水バランスを考察したい。	同左	同左
83	防災防犯課	(9) 防災環境の整備	災害時の生活環境の悪化を防ぐため、避難場所に仮設トイレが設置できるような体制づくりに努めます。また、避難場所の耐震化に努めます。	現行地域防災計画では、75人に一基となるトイレの確保に努めることを規定している。	マンホールトイレの推進。	避難所における設置できるトイレの備蓄は、障害者用トイレが各学校避難所に一基ずつ、また、仮設トイレは76基市内に備蓄し、簡易トイレも1000用意している。このことに加えマンホールトイレを15基（学校避難所3校）設置しているが、費用対効果も含め、今後、拡充するかどうか検討する。	上記に示した、現状に加え、民間のレンタルトイレを保持する事業所と協定を締結しているため、このような中で、有事の際には対応を図りたい。	同左	同左
84	防災防犯課	(9) 防災環境の整備	災害時にも対応できる医療体制を確保するため、医療機関と連絡調整を図ります。	災害時医療救護協議会を立ち上げた。	災害時の医療救護マニュアルを策定中	災害医療救護においては、地域防災計画上全体像は記されているが、細かな規定は各市の特性を含めて委ねられる部分もあり、難航していること。また、対策の用途や定義も変化の足が速いこと。	本市では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察、消防、保健所を中心に構成している医療救護協議会の中で、個別マニュアルを策定し、実践的な訓練の実行が重要となる。	同左	同左



No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
85	防災防犯課	(9) 防災環境の整備	災害時の対応として、市民・事業者・災害ボランティアなどによる相互協力、自治体間の応援協定などの体制整備に努めます。	・平成25年度中に地域防災計画を策定した。 ・昨年9/1に災害ボランティアセンターの設置協定を社会福祉協議会との間で協定を締結した。	今後の災害ボランティアセンターと市の役割調整などを検討中。	災害ボランティアセンターを立ち上げるにあたり、ボランティアの配分調整や被災ニーズの把握など、災害ボランティアセンターの業務が多岐にわたることは、これまでの震災事例から推察できる。このため、中核となる災害ボランティアコーディネーターの選任などが課題となる。	左記の課題をクリアするためにも、コーディネーターの選任が急務であることから、引き続き社会福祉協議会と連携を強めていく。	同左	同左
86	道路交通課	(10) 道路・交通対策	幹線道路の未整備路線については、沿道地域の特性や住環境に配慮して、騒音などの環境対策を進めながら整備するように努めます。	住環境に配慮した低振動・低騒音、排ガス対策機械による道路整備工事を実施した。	同左		今後も住環境に配慮して、道路整備工事を継続。	住環境に配慮した低振動・低騒音、排ガス対策機械による道路整備工事を実施するよう努めます。	
87	道路交通課	(10) 道路・交通対策	農地が多く分布する地区においては、主要生活道路の配置を検討し、計画的な市街地の形成を図るよう努めます。	地権者のご協力により道路拡幅工事をを行った。	市道1178号線道路拡幅整備工事	地権者のご協力	生活道路の整備ではなく、主要幹線道路の整備をすることで道路交通対策になるための削除。		
88	道路交通課	(10) 道路・交通対策	歩道の安全性を考えた道路構造にするなど、すべての人にやさしい道路づくりに努めます。	歩道の設置につきましては、平成9年度より東京都福祉のまちづくり条例に基づく設計・施工を行った。	市道01115号線道路拡幅工事		今後も東京都福祉のまちづくり条例に基づく設計・施工を継続。	既存の歩道を東京都福祉のまちづくり条例に基づき設計・施工するよう努める。	市道01115号線道路拡幅工事
89	道路交通課	(10) 道路・交通対策	環境負荷のない自転車の利用を推進し、自転車にとって安全で快適な道路づくりを図るよう努めます。	平成26年度より自転車の利用が多い、けやき通りの一部に自転車通行帯を設けた。	けやき通り	警察との協議	今後も道路状況を検討いたしまして、自転車通行帯を増やし、自転車にとって安全で快適な道路づくりを図る。	引き続き警察との協議を行い、自転車にとって安全で快適な道路づくりを図るよう努める。	けやき通り
90	道路交通課	(10) 道路・交通対策	都市計画道路の整備の進捗に合わせた、バスによる新たなネットワークの形成を図るよう努めます。	策定以降継続して、民間路線バス会社に対し路線の延伸・増便等を含めた要望を協議する等して目標達成に向け取り組んでいます。	特になし	下宿の空白地域に対する交通不利の解消が課題として挙げられます。	今後も継続して、広く市民より要望の聴取の上、課題解決に向けた取り組みを行っていく方針です。	特になし	左に同じ
91	道路交通課	(10) 道路・交通対策	公共交通充実のための環境を整えるため、コミュニティバスを運用利用いたします。	平成19年1月よりコミュニティバス「きよバス」が運行を開始し、現在に至るまで、広く市民の地域公共交通機関として利用されている。	左に同じ	・消費税増税に伴う乗車料金の再設定 ・延伸・路線の変更 ・車両の買換	コミュニティバス「きよバス」は、平成29年度に運行開始10周年を迎える。それに向けて、現在の運行体制が全般に亘って見直される段階にある。下宿地区への延伸の要望をはじめとした、「きよバス」並びに既存の民間の公共交通機関の双方併せても応需し切れない潜在的な需要について、バスのみでなく、デマンド交通をはじめとした新たなサービスで柔軟な対応をしていくことが課題として挙げられる。加えて、消費税の10%への増税に伴う乗車料金の見直しや、ICカードの導入、車両の買換え等も検討されている。上記の課題に対しては、市民・有識者・バス事業者を交え、多方面から総合的に意見を聴取し、平成27年度から平成28年度中に方針を決定し、平成29年度より新体制を開始させる予定である。	地域公共交通会議等を通し多方面からの意見を総合的に聴取の予定である。	左に同じ
92	道路交通課	(10) 道路・交通対策	既存道路の改修などの際には、バリアフリーに配慮した段差のない歩道の整備に努めます。	平成26年度に清瀬駅北口のスロープの勾配を東京都福祉のまちづくり条例に沿うものとした。	市道0115号線拡幅整備工事		今後も東京都福祉のまちづくり条例に沿う歩道の整備を行うため継続。	バリアフリーに配慮した段差のない歩道の整備するよう努める。	市道0115号線拡幅整備工事
93	道路交通課	(10) 道路・交通対策	新規の道路を整備する際には、ユニバーサルデザインを導入し、福祉の視点を取り入れた歩行者優先の道路づくりに努めます。	市道0222号線の歩道を新たにセミフラット型で整備した。	市道0115号線道路改良工事として現在、道路幅員7000mm（車道5500mm、歩道1500mm）を道路幅員10000mm（車道6000mm、歩道2000mm×2）を計画しています。なお、両側に設置する歩道は東京都福祉のまちづくり条例に沿うセミフラット型を計画しています。		すべての人に安心・安全な道路整備を行うため継続。	市道0115号線道路改良工事として現在、道路幅員7000mm（車道5500mm、歩道1500mm）を道路幅員10000mm（車道6000mm、歩道2000mm×2）を計画しています。なお、両側に設置する歩道東京都福祉のまちづくり条例に沿うセミフラット型を計画しています。	市道0115号線道路拡幅工事
94	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取り組み	市民の誰もが学習できる場を整えるため、市内にある公共施設が活用できるように努めます。						
95	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取り組み	子どもから大人まで市民みんなが学べる、生涯学習における環境学習の充実を図るよう努めます。	生涯学習における環境学習を行っている。		次代を担う子供たちへの環境教育を充実していくことが重要です。あわせて、成人への環境教育・環境学習の機会の拡大を図るため、市民、事業者など多様な主体による環境教育・環境学習の取組を推進すること。	地域における環境活動の普及や実践を進める。	様々な世代に環境教育の取組。中小企業を対象に環境学習講座の実施。	

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
96	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	学校教育や自主活動などの相互の連携を図り、連携から培われる環境教育・環境学習の充実をめざす。	環境・川まつり等のイベントを通して、環境教育・環境学習に取り組んでいる。		学校教育における環境教育の充実をはかり、次世代を担う子どもたちの環境を大切にすることを育み、自ら行動を高めること。	学校における環境教育の推進	小学校、中学校等それぞれの発達段階に応じて、全教育活動を通じて、自然保護の重要性や環境負荷の少ない生活を旨とする。	
97	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	地域などで行っている環境学習について、支援に努めます。	環境・川まつり等のイベントを通して、環境学習に取り組んでいる。		深刻な地球温暖化問題等を解決するためには、次世代を担う人材の育成。	人材の育成。	環境リーダー養成講座を行い、環境教育の推進。	
98	教育総務課	(11) 環境保全の取組み	学校教育において、副読本などの教材を活用し、環境教育を推進するよう努めます。	・改定学習指導要領（小学校平成23年度、中学校平成24年度）により環境教育が強化された。これにともない、学校の教育課程（教育計画）の位置付け明確にし、社会科、理科、生活科、をはじめ、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育全体で環境教育を充実させてきた。 ・これまで、小学校での環境学習は教育委員会が編集した環境学習副読本を用いながら学習してきたが、平成23年度以降は、社会科副読本「わたしたちの清瀬（清瀬市教育委員会編集）」に集約し、これに基づいて、清瀬市に関する環境教育「健康なくらしを守る（水道、下水道、ごみなど）」を行っている。 ・平成24年度までに小学校において環境コーナーが整えられ、清瀬市の動植物の写真展示や、ピオトープが完成し、現在に至っている。 ・教員職員や児童・生徒に対して環境リーダーを育成することは、ほとんどなかった。しかしながら、生徒会や児童会において、環境を推進する取り組みは行われた。	・清明小学校ではユネスコスクールに加盟（平成24年度）し、「ESD教育（持続可能な開発のための教育）」を行っている。 ・小学校では社会科副読本「わたしたちの清瀬」に基づく環境教育の推進を行っている。		・学習指導要領の改訂（平成29年度か）に併せて、小学校社会科副読本（環境教育も含む）「わたしたちの清瀬」を改定する。 ・次年度教育課程説明会でESD教育を踏まえた環境教育を推進する。	・平成29年度に社会科副読本作成委員会の設置	
99	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	市民や事業者などと連携し、地域の環境保全に関して豊かな知識を有し、また、行動力をも備えた人材を環境リーダーとして育成するよう努めます。	環境・川まつり等のイベントを通して、環境リーダーとして育成するよう取り組んでいる。		環境に関する情報収集や情報交換、交流などの場を設けることや、活動の促進を担う人や様々な認識を持つ人や組織間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人などの人材を育てていくこと。	様々な媒体による環境情報の提供	環境に配慮した行動を促進するため、広報、市ホームページのほか、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信する。	
100	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	最新の環境の現状や環境問題の情報を提供し、周知・普及・啓発を図るよう努めます。	ホームページ等で周知・普及・啓発を図っている。		環境について、市民、事業者、市がともに考え、行動するまちをつくるためには、それぞれが環境の実態や課題を把握し、情報を共有することが必要。	様々な媒体による環境情報の提供	環境に配慮した行動を促進するため、広報、市ホームページのほか、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信する。	
101	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	環境保全に関する法令や取り組み指針、また、一般的な環境情報を市民や事業者提供するように努めます。	ホームページ等で情報提供を行っている。		環境に関する情報が環境に関心の高い層のみならず、幅広い層に届き、市民、事業者の行動につながるよう、情報発信方法の工夫や情報提供の一層の充実を図る。	様々な媒体による環境情報の提供	環境に配慮した行動を促進するため、広報、市ホームページのほか、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信します。	
102	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	環境負荷の少ない商品やサービスに関する情報を収集し、提供できるように努めます。	ホームページ等で情報提供を行っている。		市は、地球温暖化対策として、太陽光発電や高効率給湯器などの設置助成により、家庭を中心とした身近な省エネルギー行動の推進と再生可能エネルギーの利用拡大すること。	省エネルギー対策の推進	多様な媒体・手法による省エネルギー知識の普及啓発。	
103	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	身近な生活環境の情報や国や東京都などと連携し、環境保全活動に取り組んでいる団体などの環境情報を幅広く収集し、提供できるように努めます。	ホームページ等で情報提供を行っている。		環境活動を一層推進していくためには、各主体が連携して取組を進めることが求められます。そのためには、環境に関する情報収集や情報交換、交流などの場を設けることや、活動の促進の役割を担う人や様々な認識を持つ人や組織間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人などの人材を育てる。	様々な媒体による環境情報の提供。	環境に配慮した行動を促進するため、広報、市ホームページのほか、様々な媒体を活用して環境に関する情報の発信。	
104	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	環境の現状や環境保全の事例などを収集し、環境情報が市民・事業者、学校、地域において有効に活用されるように努めます。	ホームページ等で情報提供を行っている。		環境について、市民、事業者、市がともに考え、行動するまちをつくるためには、それぞれが環境の実態や課題を把握し、情報を共有すること。	様々な媒体による環境情報の提供	環境に配慮した行動を促進するため、広報、市ホームページなど、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信する。	
105	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	学校や図書館、地域市民センターなどの公共施設において、環境情報のネットワーク化を図れるように努めます。	ホームページ等で情報提供を行っている。		各主体が連携して取組を進めることができるよう、協働のしくみやネットワークづくりをすること。	環境情報の充実と共有化。	事業者間相互や市など環境情報の交流を積極的に行う。	
106	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	市と市民・事業者との相互の情報交流ができるように努めます。	環境・川まつり等のイベントを通して、情報交流ができるよう取り組んでいる。		環境に関する情報収集や情報交換、交流などの場を設けること。	様々な媒体による環境情報の提供	環境に配慮した行動を促進するため、広報、市ホームページなど、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信します。	

No.	課名	現行計画		当該施策の取組状況（成果）	現在推進中の事業・施策	当該施策の課題	第2次環境基本計画における施策の方向性	上記施策に関する今後の具体的な取組	今後実施する予定の事業等
		基本的施策	主な施策（行動指針）						
107	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	市・市民・事業者が、環境保全に関わる共通の理解と認識を持ち、連携・協力しながら環境保全に取り組めるように努めます。	環境・川まつり等のイベントを通して、環境保全に取り組んでいる。		市民・事業者・市の連携及び協力体制。	環境活動への支援。	地域との連携・協力や情報交換を進め、環境活動の活性化を図るために支援する。	
108	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	市民や環境保全団体が行う環境保全活動を支援し、環境行政への参画を促進するように努めます。	環境・川まつり等のイベントを通して、市民や団体が環境行政への参画に取り組んでいる。		環境問題に積極的に取り組む市民や団体などに対して支援を行うとともに、各主体が連携して取組を進めることができるよう、協働の仕組みやネットワークづくりを図ること。	市民や団体等の活動の推進。	市民や団体等が活動しやすい環境を整えるとともに、新たに環境分野で活躍する団体等を支援し、活動の担い手を生み出す。	
109	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	環境保全に関わる施策を推進していくために、国・東京都・近隣市町村などと連絡・協議や情報交換を行い、広域的な施策を検討し、相互の連携体制が構築できるように努めます。	関係機関との情報共有を行い、相互の連携体制をとっている。		各主体が連携して取組を進めることができるよう、協働のしくみやネットワークづくりを図ること。	新たな協働の推進。	参加と協働による地域社会の実現に向けて、新たな協働を推進。	
110	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	市報などで市の環境に関する取組みなどをPRし、市・市民・事業者相互の連携意識を高めるように努めます。	ホームページにより、環境に関する周知を行っている。		環境情報の充実と共有化を図ること。	情報の発信。	市報、ホームページのほか、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信する。	
111	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	地球環境や国際的取組みに関する情報を提供し、周知・普及・啓発を図ります。	ホームページ等により、周知・普及・啓発を行っている。		国において地球温暖化対策とエネルギー政策の抜本的な見直しが進められています。火力発電が「基盤電源となる中、国は、京都市議定書の枠組みから離脱し、平成25年度内に新たな温室効果ガス削減目標やエネルギー基本計画を定めること。	様々な媒体による環境情報の提供。	環境に配慮した行動を促進するため、広報、市ホームページのなど、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信する。	
112	水と緑の環境課（環）	(11) 環境保全の取組み	環境行政に市民や専門家などの意見や提案を取り入れます。	市民、事業者、学識経験者等を委員とした審議会を設置し、意見や提案を取り入れている。		環境問題に積極的に取り組む市民、団体などに対して支援を行うとともに、各主体が連携して取組を進めることができるよう、協働のしくみやネットワークづくりを図る。	環境活動への支援。	環境団体等と地域との連携・協力や環境団体間の交流による情報交換を進め、環境活動の活性化を図るために支援を行う。	
113	水と緑の環境課（環）	(12) 地球環境の保全	市報などで、地球環境問題に関する対策や取組みの情報を提供し、普及・啓発に努めます。	ホームページ等により、周知・普及・啓発を行っている。		効果的な取組方法の紹介や分かりやすい情報提供の充実を図ること。	様々な媒体による環境情報の提供。	市報・ホームページのほか、様々な媒体を活用して、環境に関する情報を発信する。	
114	水と緑の環境課（環）	(12) 地球環境の保全	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギー・新エネルギー利用の促進に努めます。	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した住宅新エネルギー危機を設置した市民に対して、設置費用の一部を助成している。		太陽光など再生可能エネルギーの活用拡大などにより低炭素・自立分散型エネルギーの導入拡大を図る。	省エネルギー対策の推進。	多様な媒体・手法による省エネルギー知識の普及啓発を図る。	
115	水と緑の環境課（環）	(12) 地球環境の保全	オゾン層を破壊するフロン類の適正処理の指導・推進に努めます。	ホームページ等により、周知・普及・啓発を行っている。		冷蔵庫・カーエアコンなどの中に冷媒のフロンとして残されており、大気中への排出を抑制していく必要がある。	取扱事業者への規制・指導。	対象事業者に、適正処理の指導・推進に努める。	
116	水と緑の環境課（環）	(12) 地球環境の保全	市で所有している自動車について、買い替え時に低公害車への転換促進に努めます。	買い替えに合わせて、検討しています。		低公害車の利用やエコドライブの推進。	庁用車の低公害車の導入促進	車両の買い替え時には、低公害車を導入する。	